

令和2年

第2回 会津美里町教育委員会議事録

2月定例会

令和2年2月定例会

- I. 日 時 令和2年2月19日(水) 午前9時
- I. 場 所 会津美里町役場 本庁舎 2階 206会議室
- I. 出席委員 教 育 長 新 田 銀 一
委 員 小 関 れい子
委 員 須 田 健 志
委 員 武 藤 周 一
- I. 欠席委員 委 員 明 田 安 弘
- I. 出席説明者 教 育 文 化 課 長 松 本 由 佳 里
教育文化課主幹兼会津美里町公民館長 小 澤 謙 市
教育文化課主幹兼指導主事 金 川 純
教育文化課長補佐 渡 部 雄 二
教育文化課長補佐兼図書館長 福 田 富美代
- I. 傍 聴 人 な し

令和2年2月定例会次第

1. 開会

2. 会議録の承認

令和2年第1回会津美里町教育委員会1月定例会会議録の承認について

3. 教育長報告

4. 審議事項

- 議案第 4号 会津美里町通学路交通安全推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱
- 議案第 5号 会津美里町伝統文化継承活動事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- 議案第 6号 会津美里町社会教育指導員設置要綱
- 議案第 7号 会津美里町生涯学習指導員設置要綱
- 議案第 8号 会津美里町学校教育専門指導員設置要綱
- 議案第 9号 会津美里町スクールカウンセラー等設置要綱
- 議案第10号 会津美里町スクールソーシャルワーカー設置要綱
- 議案第11号 会津美里町教育相談員設置要綱
- 議案第12号 会津美里町子どもと親の相談員設置要綱
- 議案第13号 会津美里町立小・中学校プール監視員設置要綱
- 議案第14号 会津美里町じげんホール運営協力員要綱
- 議案第15号 会津美里町立小・中学校英語検定料補助金交付要綱
- 議案第16号 会津美里町ICT教育環境整備事業プロポーザル審査委員会設置要綱
- 議案第17号 会津美里町社会教育指導員に関する規則を廃止する規則
- 議案第18号 会津美里町生涯学習指導員に関する規則を廃止する規則
- 議案第19号 会津美里町特別支援教育支援員派遣事業実施要綱を廃止する要綱
- 議案第20号 会津美里町立中学校英語検定料補助金交付要綱を廃止する要綱
- 議案第21号 会津美里町放課後子ども教室推進事業評価・検証委員会委員の委嘱について
- 議案第22号 会津美里町社会教育関係団体の認定について
- 議案第23号 就学援助費交付対象児童生徒の認定について
- 議案第24号 就学援助費交付対象児童生徒の認定について（新入学児童生徒学用品費の事前支給）
- 議案第25号 会津美里町教育委員会顕彰表彰被表彰者の選考について

5. 協議事項

- (1) 令和元年度第2回総合教育会議について
- (2) その他

6. 報告事項

- (1) 共催・後援承認依頼について
- (2) 児童・生徒に関すること

- (3) 教職員に関すること
- (4) 生涯学習に関すること
- (5) 教育関係施設に関すること
- (6) 事務局報告事項
 - ①教育文化課
 - ②認定こども園
- (7) その他

7. その他

- (1) 今後の行事予定について
- (2) 次回委員会の開催予定日について

8. 閉会

○開会時刻 午前9時01分

1. 開会

教育文化課長 令和2年第2回目会津美里町教育委員会2月定例会を始めたいと思います。
教育長、よろしくお願いいたします。

教育長 おはようございます。

世の中、新型コロナウイルスで大変なことになっています。東京マラソン、いわきサンシャインマラソンなどについても現在縮小化実施が相次いでいるという状況があるみたいです。

学校関係は、いよいよ残り1か月ちょっとになり、卒業式等お世話になりますが、よろしくお願いいたしますと思います。

それから、教育委員会関係なのですが、3月3日、先生方の人事の内示があります。そのときに臨時の教育委員会を開いていただいて、そしてなおかつ4時から総合教育会議で、委員の皆さんにも何度か臨時でお願いすることになりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより令和2年第2回会津美里町教育委員会2月定例会を始めます。

会期は1日といたします。

出席委員は小関委員、須田委員、武藤委員です。欠席は明田委員です。

出席説明者は、松本教育文化課長、小澤主幹兼会津美里町公民館長、金川主幹兼指導主事、渡部教育文化課長補佐、福田教育文化課長補佐兼図書館長の5名です。

議事録署名は、出席委員全員でお願いいたします。

2. 議事録の承認

教育長 それでは、2番目の議事録の承認に入りたいと思います。

初めに、令和2年第1回会津美里町教育委員会1月定例会議事録の承認についてを議題にします。

事前に配付してあるわけなのですが、御覧いただいてご意見とか何かお気づきの点がありましたらよろしくお願いいたします。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、ご意見等ないようですので、1月定例会議事録は承認としたいと思います。

3. 教育長報告

教育長 それでは、3番目、教育長報告に入ります。
報告は、1月11日から2月10日までです。
何かご質問ありますか。

（「なし」の声あり）

教育長 それでは、ご質問等もございませんので、教育長報告については終了させていただきます。

4. 審議事項

教育長 次、4番目、審議事項に入ります。
審議事項が議案第4号から議案25号ということで、全部で22件あります。議案番号のみ読み上げ、案件名については省略し進行させていただきます。

◎議案第4号

教育長 それでは、まず議案第4号を議題にしたいと思います。
では、事務局から説明をお願いします。

教育文化課長 （議案第4号「会津美里町通学路交通安全推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱」説明）

教育長 一部交通課長代理に代わりということですが、何かご異議等あればお願いします。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、ご異議等がございませんので、議案第4号については原案のとおり決することとしてよいか伺います。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、議案第4号については原案のとおり決しました。

◎議案第5号

教育長 議案第5号に入ります。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第5号「会津美里町伝統文化継承活動事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱」説明)

教育長 ありがとうございます。
補助金の支出が御田植祭祭典委員会については産業振興課から教育委員会のほうに移行して補助金を支出するということでもあります。
よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議等ないようですので、議案第5号については原案のとおり決することとしてよいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第5号については原案のとおり決しました。

◎議案第6号

教育長 それでは、議案第6号を議題にしたいと思います。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 まず、この案件議案第6号から議案第14号は、来年度から会計年度任用職員制度が施行されることにより、これまでの臨時事務補助員や非常勤特別職であった方が、会計年度任用職員制度に移行いたします。このことから新たに要綱を制定するものであります。会計年度任用職員制度の詳細につきましては、お手元に配布しました資料を後程ご覧いただければと思います。

教育長 今事務局から説明のあったとおりです。繰り返しませんが、訂正箇所3か所です。そこの訂正をお願いして、あとは会計年度任用職員制度に新しくなるということで社会教育指導員についての設置要綱ですが、委員の皆様方からご質問等あればよろしくお願いいいたします。

教育長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 ご質問等がないようですので、この議案第6号については原案のとおり決することとしてよいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第6号については原案のとおり決しました。

◎議案第7号

教育長 それでは、議案第7号について議題にしたいと思います。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第7号「会津美里町生涯学習指導員設置要綱」説明)

教育長 今4か所訂正ありました。それ以外にご質問等あればお願いします。

委員 その後の議案第8号以下との関連だけちょっと気になったのですが、そうすると第6号にも関わってきてしまうので、どうしようかなと思ひまして迷っていますけれども、11ページの第5条に服務が入るのですが、この2つの要綱だけ入らない、それはこの2つが必要ないと理解していいのか、それとも。

教育文化課長 その後のほうを削除するという形にしようかと思ひていまして、もともとの会計年度任用職員についての決まりがあったものですから。

委員 そういう余計なことがということも含めて。

教育文化課長 申し訳ありません。第8号以降でその部分をご説明いたします。

教育長 訂正するのですね。

教育文化課長 はい。

教育長 では、議案第7号についてはよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第7号についてはご異議がないようですので、原案のとおりに決することとしてよいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第7号については原案のとおり決めます。

◎議案第8号

教育長 それでは、議案第8号を議題にしたいと思います。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第8号「会津美里町学校教育専門指導員設置要綱」説明)
訂正あり。第1条の二行目「～会津美里町教育委員会教育文化課に～」の「教育文化課」を削除し、「～会津美里町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に～」
第5条サービスを削除し、第6条の見出しの「時間」を削除し「勤務」に訂正し、「第6条」を「第5条」、「第7条」を「第6条」に訂正願います。
サービスに関しては別に定めがありますので、この後の議案についても「サービス」の条
文を削除するものです。

教育長 ということで、さきほどのご質問等については今の回答でよろしいですか。

委員 はい、それで納得いきました。

委員 ちなみにこの方って誰か今いらっしゃる。

教育文化課長 昨年から現在の学校教育専門指導員の1名だけです。

教育長 よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、ご異議等がないようですので、議案第8号については一部訂正等を含
めて原案のとおりに決することにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第8号については原案のとおり決しました。

◎議案第9号

教育長 それでは、議案第9号を議題にしたいと思います。
よろしくをお願いします。

教育文化課長 (議案第9号「会津美里町スクールカウンセラー等設置要綱」説明)
訂正あり。第1条の2か所と第3条第1項の「～(以下、～)」を「～(以下～)」と点を削除願います。第5条サービスを削除し、第6条の見出しの「時間」を削除し「勤務」に訂正し、「第6条」を「第5条」、「第7条」を「第6条」に訂正願います。

教育長 新しい第5条の後半のほう、「また勤務時間は、休憩時間を除き1日当たり7時間とする」、ここの勤務時間は勤務時間でいいのですか。

教育文化課長 後ろのほうは、時間を言っていますので、そこは。

教育長 いいのですか。

教育文化課長 はい。

教育長 前のほうだと指導員の勤務は1日当たり7時間45分ということで、よろしいのですか、ここは。分かりました。
よろしいですか。

委員 第1条の規定の仕方、第3条と関わってきてしまいますけれども、第1条、2行目の「問題行動の解決に資するため」、この段階で本来教育委員会に置く話になるので、「会津美里町教育委員会(以下「教育委員会」という。)」がここに出てこなくていいのかなというちょっと気がするのです。なぜかという、次のスクールソーシャルワーカーも同じですよ。要するにこれ学校に置くわけではなくて、教育委員会の所管ですよ。そしたら、これはその10号と同じ表現にすべきではないのですか。これは、ほかの表現は全部一緒なのですからけれども、ここだけ何か抜けている感じするのです。

教育文化課長 スクールカウンセラーにつきましては、県で6校割り当てて、残りの1校分の学校に配置するものです。

委員 教育委員会が設置するわけではないということね。

教育文化課長 はい。雇用はこちらなのですが、学校に置くものなので。

委員 やっぱり学校の分ですね。

教育文化課長 はい。

委員 そしたら、置く規定がないので、「置くことに関し」というのはそういう意味ですか。

教育文化課長 はい。

委員 だから、表現違うのだ。

教育文化課長 スクールカウンセラーは、教育委員会に置いて、各学校回っていただく。

委員 要するにスクールカウンセラーは任命行為が出てくるのですよね、スクールカウンセラー。第3条で任用が出てくるのです。取扱いは、でも基本的に一緒ではないのですか。学校に置くというのを、スクールソーシャルワーカーもスクールカウンセラーも基本的には身分的にこの取扱い全く一緒になりませんか、その考え方からすると。一番最初の説明ということでいっても、確かに県のレベルだと言いながらも任用するわけでしょう。

教育文化課長 はい。

教育長 ということは。

委員 何が違うのか。同じ身分でないの。

教育文化課長 教育委員会で任用するのですが、カウンセラーは学校に置いて、スクールソーシャルワーカーは教育委員会に置くので。

委員 という意味ですね。

教育文化課長 はい。

委員 先ほど、最初の説明もそうだったので、中身違うかなと思ったのですけれども。

委員 微妙なのです。これは、間違いだというよりも、表現はあれだったけれども、スクールカウンセラーというのは学校に置く話だったので、いいのかな。こういう表現で条文の流れからいくと間違っていないと見ているのですけれども、身分上どうかとちょっと気になったのです。分かりました。

教育文化課長 よろしいですか。

教育長 後で何か困ることないですよ。そこだけ。

委員 教育委員会としてこのままで出していいのかだけです。

教育長 困ることがなければいいと思います。

委員 これで誰か指摘するということはあり得ないと思うけれども。ただ、これ一括で出るので、出るというか、外に見えるので、気にはなるところかなというところだけが心配です。ただ、今みたいに理由があるからと、そういった理由があると。

教育長 これは、前と同じなのですか。

教育文化課長 今設置のところを見たら、「教育委員会及び町内の小中学校に」というのが入っています。

教育文化課長補佐 設置条例は、及びということです。

委員 どこに置くのだったら、文科省。

教育文化課長 でも、教育委員会に持ってくるということは今まで全くなくて、とにかく学校にというだけですものね。

委員 籍がないものね。

教育文化課長 はい。

委員 そういった意味では籍がないということでしょう。

教育文化課長 はい。

委員 いいのではないですか、ではそこは。そういう理屈で外に向けて説明すればいい話だから。そうすれば納得できます。ただ、何か身分上一緒かなと思ったので。

教育長 では、よろしいですか。後で説明できるようにしておいていただければ文言はいいということで。
そのほかよろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、ご異議等なければ、訂正箇所、削除箇所等ありました。それを全て含めて原案を決するというところでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

委員 では、議案第9号については原案のとおり決しました。よろしくをお願いします。

◎議案第10号

教育長 それでは次、議案第10号に入ります。

教育文化課長 (議案第10号「会津美里町スクールソーシャルワーカー設置要綱」説明)
訂正あり。第5条サービスを削除し、第6条の見出しの「時間」を削除し「勤務」
に訂正し、「第6条」を「第5条」、「第7条」を「第6条」に訂正願います。

教育長 議案第10号についてはどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

委員 それでは、議案第10号については第5条を削除して、あとは第6条、第7条が
繰上げになるという訂正を入れて、原案のとおりに決してよろしいでしょうか。

委員 13ページで先ほどの問題ですが。

教育長 13ページ。

委員 スクールカウンセラーについてのところで、先ほど話をしていたところです。そ
れ、決裁されたのですけれども、立場上同じであって、本当に居場所が教育委員会
にいるからといって教育委員会に置くということは別にいいのかなど。この設置と
いうのは、その居場所を言っているのではなくて、やっぱりそういうものを採用し
ますよということの設置なので、教育委員会に置くということについて私も引っか
かっているのですが、立場上の話ではないので。居場所のところではないような
気がしますけれども、私は。という疑問です。

そうですね、さっきのって。

委員 要するに委員言われるのは、教育委員会の中に席があろうがなかろうが、教育委
員会の組織の中にとすれば教育委員会に置くという表現が妥当ではないかとい
うことですよ、どこにしようが、任用されるってこと。

委員 そうです。採用するということの置くという、その人たちを任命するということ
の話であって、教育委員会にしようが、小中学校にしようが、別な活用の方法で
はないか、居場所的に。だから、ちょっとそこは、あれっと思ったところはある
が、どうでしょうか。疑問というだけです。

教育長 教育委員会に要するにポストとして、教育委員会の組織の中でのポストとしてあ
るということだね、場所がどこであれ。

委員 要するに設置ですよ。

委員 だから、机だとかというような問題ではない。

教育長 机とか、そういう問題ではなくてね。

委員 それは、でもスクールソーシャルワーカーも理屈は同じで、教育委員会に籍あるなしに関わらず学校に関わる部分を教育委員会が結局任用し、責任を持って指導していくという立場で規定をつくるわけですから、要綱つくるわけだから、そこは別に問題はないです。ただ、スクールカウンセラーだけは現実に学校単位でしか動かないので、教育委員会としては自分たちが教育委員会で所管をしていないという話になって、任用するということでしょうか。

教育文化課長 はい。学校長の指揮命令、そういうものということ。

委員 そういう違いがあるということでしょうかね。

委員 でも、それは活用に当たっての動向というのはあれでしょうけれども、でも任用というか、任命というか、そこについては町ですよ。教育委員会ですよ。

教育長 この13ページのほうのスクールカウンセラーのところ、教育委員会に置くというふうには、教育委員会に入れると何かまずいことあるのですか。実際は教育委員会にはいない、学校にいるということぐらいですか。

教育文化課長 はい、そうです。教育委員会には、こちらには籍は置かないので、学校長までしか、学校長の命令の下で働いていたと聞いたので、学校に置いて学校長の命令でやっている感じだと思います。教育委員会で特にカウンセラーにどうこうというものはないです。

委員 それを県から割り当てられて。

教育文化課長 スクールカウンセラーが聞いた個人的相談の中身についても、今までもこちらではそうそう内容については教えてもらってはいなかったもので、校長先生が把握しているものです。

では、すみません、9号については後で確認させていただきたいと思います。申し訳ありません。

委員 第9号と第10号の関連ですよ。

教育文化課長 はい。

教育長 では、一応中身については原案のとおりとしますが、戻って第9号と第10号については条件として教育委員会に設置するかどうか、そのところを再度検討してもらおうということによろしいですか、第9号と第10号について。それを含めて原案のとおりということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それを含めて、原案どおり決することとします。

◎議案第11号

教育長 それでは次、議案第11号を議題にしたいと思います。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 （議案第11号「会津美里町教育相談員設置要綱」説明）
訂正あり。第3条中「人格円満で社会的信望があり、」を削除していただき、第5条サービスを削除し、第6条の見出しの「時間」を削除し「勤務」に訂正し、「第6条」を「第5条」、「第7条」を「第6条」に訂正願います。

委員 この相談員の設置要綱も、今の相談員と大きく変わることはないですね。

教育文化課長 はい。今現在もやっていたいただいている町の教育相談室の相談員になります。業務の内容については変わりません。

教育長 それでは、ご質問等あればお願いします。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、ご異議がないようですので、議案第11号については事務局から説明のありました訂正箇所を入れて原案のとおりを決することとしてよいか伺います。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、第11号について、原案どおり決することとします。

◎議案第12号

教育長 それでは、議案第12号を議題にしたいと思います。
事務局、お願いします。

教育文化課長 (議案第12号「会津美里町子どもと親の相談員設置要綱」説明)
訂正あり。第5条サービスを削除し、第6条の見出しの「時間」を削除し「勤務」に訂正し、「第6条」を「第5条」、「第7条」を「第6条」に訂正願います。

教育長 よろしいですか。

委員 子どもと親の相談員って各学校に1名ずついらっしゃる。

教育文化課長 小学校は全部の学校に1名いて、あと高田中学校に今現在1名おります。

委員 それで、ここの職務のところなのですけれども、子供と親の悩み相談ということが中心で、あと学校にいた場合には学校生活への適応の支援等があるのですけれども、授業について、例えば具体的に言うと本郷小学校などは授業に自然に入っていて子供たちを支援してあげるというか、実際にしているところもあるのですけれども、そういうのは別にやってもいいというようなことで、ここのところは相談員というようなことなので、職務の内容に加えるべきことではないかなとは思っているのですけれども、柔軟に授業の中に入っていくって、そういう個別指導が必要な、支援が必要な子供がいたら入っていければ、よりやりやすいというご意見をいただいていますけれども、どうなのでしょう、その辺は。

教育文化課長 実際は、特別教育支援員という方も各学校入ってはいますので、授業の支援となりますとそちらの特別教育支援員の業務になろうかと思えます。ただ、第4条の第2項に「児童生徒の学校生活への適応援助に関する事」ということがありますので、若干のと申しますか、絶対駄目ということはないかとは思いますが、基本的には相談員ですので、授業の援助は支援員の業務かと思っております。支援員の研修であったり、相談員の研修を本年度から指導主事にもお願いしております、その辺の業務のすみ分けと申しますか、どこまでやったらいいの、学校としてはほとんど使いたいだけでも、相談員としてはどこまでかなというようなところも、いろいろありますよね。

教育文化課主幹兼指導主事 あります。あと学校の状況に応じて、本当に猫の手も借りたいぐらいの学校も2つほどありますので。

委員 逆に相談員の方が入っていければ、実際は本郷でもちょっと荒れている子供いますよね。あの子供たちも指導したり、個別にやって静かにさせていくというような部分あるのですけれども、自分なりにも教員免許も思っていますし、やっぱり今までもやったきたところもあるので、逆に言えばそこら辺に普通に入っていくてもいいような雰囲気があればいいかなと。ただ、自分が申し訳ないけれども、やらせていただけますかみたいな感じだとやっぱりやりにくいので、普通に学校生活への適応支援のちょっとした延長ということで、全部が全部入るわけではないでしょうけ

れども、そういうところで子供たちを落ち着かせて個別にちょっと指導するみたいなところに入らせていただければ逆に自分もやりがいがあるというような話で、ただ子どもと親の相談員で待っているだけという、あれはやっぱり耐えられないというところあるらしくて、その辺のところをちょっと柔軟に考えて、必ずやれども、先生によっては子供の相談だけに来ているのだからという方もいらっしゃると思うので、そこをうまく具合にちょっと柔軟性を持たせていただければ相談員としてもそれぞれに充実したというか、また再応募したいなという感じも、ただ教室で、相談室で待っているというだけだと、もういいかなという感じもあるみたいな、そういうような人材確保のためにもその辺は柔軟にさせていただければありがたいかなと、ちょっと相談受けたので。

教育長 それは、でも前から子どもと親の相談員の先生方の中には、なかなか子供が相談に来なくて、待っているのがつらいということで、辞めたいという話があったというふうに聞いております。前の教育長のときも、相談員としての役割はあるのだけれども、学校生活への適応援助ということで、校長先生と連絡を取って、そして学校の中で相談員として待っているだけではなくて、授業の中もやっぱり適応できるように援助するというので、そこは校長先生と話をし、内々にそこは承諾を得ているという話は聞いています。ただ、相談員の方によっては、私は相談員だから授業なんか行きませんと、それはそれでこのとおりの相談員の役割に入るので、だからそこは今委員言われるように、やっぱり学校の事情と相談員さんの前向きな姿勢で、そこは柔軟に認めても。

教育文化課長 スクールカウンセラーの相談業務ですが、カウンセラーにしても、子どもと親の相談員にしても、相談室でじっと待っているのではなくて、授業の様子を観察していただいて、ふだんの様子を見ていただいてのカウンセリングだったり、アドバイスだったりということにつなげるということもありますので、決して相談室で待っているだけではないですという話は前からずっとしてはいるところです。

あとどの程度の援助かというのは、学校の中でやっぱりチームとしてというか、校長先生や周りの先生なんかとよく話し合っていて、どこまで相談員としてやられるのかというのは、学校さんのほうでいろいろ相談いただいた上でやっていただければとは思っています。

教育長 だから、全く駄目ということではなくて。

教育文化課長 はい。

委員 それをそういう場でお話ししていただいて、うまくこうやって、今人材もいなくなっているんで、人材も確保しなくてはいけないと思うので、その辺のところをそういう場で話ししていただければいいなと思っています。

教育長 はい、分かりました。では、今委員から要望のあったことについては、学校ない

しは相談員の方々との話の中でつないではいきたいと思います。
ということであれば、議案第12号についてはよろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、議案第12号については原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、議案第12号については原案のとおり決することとします。

◎議案第13号

教育長 それでは、議案第13号を議題にしたいと思います。
事務局で説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第13号「会津美里町立小・中学校プール監視員設置要綱」説明)

教育長 ありがとうございました。
特に訂正はないそうですが、委員の皆様からご質問等あればお願いします。

委員 第5条で報告ですけれども、最後の「教育文化課長へ報告するものとする」、実際の事務処理は教育文化課でやるにしても、教育文化課長ではなくて別に教育長でもいいし、教育委員会でもいいような気がするのですけれども、なぜこれ教育文化課長へするのか気になりますけれども、と思いますが、いかがですか。

教育長 教育文化課長のところですか。

委員 学校長だから、教育文化課長に報告するというのは別に間違っていないのですけれども、うたい方とすれば教育文化課長ではなくて教育長でも教育委員会でもいいですよ。

教育長 教育委員会もですね。

委員 全員ではないですが。

教育長 では、これは教育委員会でいいですか。

委員 それは、任せます、どちらでも。教育長か教育委員会のどちらかでしょう。

教育文化課長 教育長へでよろしいでしょうか。

委員 はい。

教育長 よろしいですか。1日6時間、働き過ぎではないですか。

教育文化課長 それは、学校によって4時間とか6時間とかなのですが、なかなか、高校生のアルバイトで各高校に募集しているのですが、実際はあまり応募者がいなくて、バイトするならもっと効率の良いところなのでしょうけれども。

教育長 現段階で1時間以内の謝礼は幾らですか。

教育文化課長 今まで、今年度までは875円だったですかね。

教育長 安いですか。

委員 安いけれども、そういう現実は厳しいということを本当は高校生は学ばなければいけないですね。

委員 でも、人材確保の面では。

教育長 考えようによっては、高校生はお金ではなくて、そういうお金を稼ぐという体験が必要なのではないかな。
では、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、ご質問がないようですので、議案第13号については一部訂正も含めて原案のとおり決することにしてよいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、議案第13号については、原案のとおり決することとします。

◎議案第14号

教育長 それでは、議案第14号を議題にしたいと思います。
お願いします。

教育文化課長 (議案第14号「会津美里町じげんホール運営協力員要綱」説明)

教育長 よろしいですか。

委員 協力員の設置要綱つくって、もし有償ボランティア逆にいない場合なんてどうするのかという。たまたまいれば有償ボランティアでいいでしょうけれども、これをボランティアで運営すること自体問題がではないかという質問は出ませんか。

教育文化課主幹兼公民館長 実はこの要綱を作成するに当たりまして総務課と協議しました。それで、こちらは特に当初設けようとは思わなかったのですが、総務課から990円という単価等が出てきましたので、要綱を作成いたしました。

委員 私逆に言うと、現実には教育に対しては謝礼を支払うという表現は必要だとしても、990円の規定の必要はないと思いますけれども。

教育文化課主幹兼公民館長 それにつきましても、特に有償ボランティアにつきましては幾ら払わなければいけないというのは、委員おっしゃったように、規定はないのです。ただ、基準としてやはりそういうものを設けてくださいといったときに、今回社会教育指導員と生涯学習指導員の募集なのですけれども、日額にしたのです。そういった関係もございまして、その日額の額から時間額を割り出しまして、目安の基準としては990円をお支払いするというようなことで決めさせてもらったところです。それを予算化するに当たりまして、結局今年の利用実績を大体計算して、このぐらいの時間数で協力が必要だろうということで予算説明しているところなのです、次年度の。ですので、この990円というものが必要になったところでございます。

委員 でも、それは本末転倒の議論になりませんか。もともとじげんホールを運営するためには有償ボランティアの発想がおかしいと言われませんか。

教育文化課主幹兼公民館長 これは、逆に会計年度任用職員制度が次年度から始まるに当たりまして、当初何案かあったのですが、まず1案は指導員を増やしてもっとこちらにかかる時間を軽減するということがありました。でも、それも却下されまして、今一番の問題はやはり指導員の運営管理にとられる時間がすごく多いのです。本来の事務ができないような状況がこの1年やってかなりありましたので、総務課と詰めたときに、総務課側からこの制度を提案されました。

教育長 有償ボランティアの制度ってあるのか。

委員 あります。

委員 いや、ボランティア制度は福祉課。今回制度化されて、運営上明確に分けてきて、このことですね。原案どおりで、別にこれがいいとか悪いとかではなくて、じげ

んホールの運営を有償ボランティアに頼ることを規定すること自体に議論出ませんかということをお聞きしている。もともと有償ボランティアでやりますということ当てにしてここを運営していく、例えばだから有償ボランティアいなくなったら、ではどうするのだというところが対策としてあるというなら、出てくるなら分かりますけれども、これだけで何かやっていますよ、これが定型化していったらすぐ何か不安定なものにならざるを得ませんよね、有償ボランティアなんて。だから、ベースがここにあるではないですか。この規定は委託が有償ボランティアとして職員を任用する、ではこれ例えば委託という話が出たときに有償ボランティアの話が消えるわけですよね。有償ボランティアを最初から存在させる、金額必要だからという話は、これを不安定な運営でやりますということを宣言することになりませんか。

教育文化課主幹兼公民館長 確かに一時的な策ではあるかと思いますが、例えば会津稽古堂の例を取りますと、同じようなホールをもっているわけです。技術職として会計年度任用職員制度を導入し臨時職2人雇っていくような現状なのですけれども、その辺は総務課と議論したところではあるのですが、かなり費用がかかるという。今委員さんのおっしゃっていたその不安定な要素は確かに大きいと思います。ですが、今のところ、今後町としては複合文化施設、それから図書館、それからホールの委託とか、そういったことをこれから考えていかなければいけないときに、正直個人的には一時的な対策として考えていたのです。ですから、要綱も何も設けなくて予算措置しようかなと思ったのですが、一応総務課のほうからはきちんと定めていただきたいという流れがございました。

委員 そうですか。そうすると、例えばこの方は有償ボランティアで保険とか何かのレベルでしかやらないということでしょう。

教育文化課主幹兼公民館長 そうです。公民館の補償制度がありますので、それで対応ということになります。

委員 では、厳しいかもしれませんが、有償ボランティアいない場合はどうするのですか、もし見つからなかった場合。

教育文化課主幹兼公民館長 いや、正直もう見つけてあるのですが。

委員 たまたまだからいたからいいですけども、見つからなかった場合どうする。

教育文化課主幹兼公民館長 それは、例えば会計年度任用職員で技術職が見つからない、会津若松市が大変な思いしているかと思うのですけれども、それと類似しているかなという考えであります。ですから、できる方といいますのは、やはり個人的にもう学んだり、そういった方々はかなりの知識を持っていますので、正直いないという想定は今のところはしていない。

委員 いやいや、施設の維持管理、運営に有償ボランティアって、不安定な要因で許される状況なのですか、議論していて。

教育文化課主幹兼公民館長 いや、有償ボランティアをもし採用しないのであれば、こちらの運営、1年間やってみて必要なものはやはり技術職しかないのです。しかし、その人材すら今どこのところも採用に苦慮しているところで、人材がないのです。

教育長 苦しいところですね。

教育文化課主幹兼公民館長 苦しいところなのです。かといって、これ職員に全部やらせる、指導員にやらせるわけにもいかないのです。

委員 だからですよね、図書館含めた運営の在り方を議論して早めに結論出すという方向、話出たではないですか。ただ、こういう形であることが、これだけの施設を維持していくのに妥当な方法だとはどうしても思えないのです、有償ボランティア。だから、要綱で定めることによってこれが明確になってくる。そうすると、不安定な運営だという話に裏返せばなるわけです。結果として有償ボランティアでやっていくことと意味違うではないですか。要綱を定めて外に出すことは、常に不安定な状態で運営していきますよということを宣言するような話ですよ。現実の部分とのギャップは確かに大きいかもしれませんが、要綱設置が本当にいいというふうにして私なんかは思いませんけれども、それでも町としてそうだというのならそれはそれでいいですけども、私これかなり不安定な要因をもたらす話だよというふうにして思うし、ここに990円という設定の仕方も、本来なら悪い話ではないと思うのです、要綱上で990円なんて。あくまでこれは決裁上で、990円は相手方に知らされればいい話ですから。

教育文化課主幹兼公民館長 正直値段につきましては、別に決めはないから幾らにしてもらってもいいのだよということ言われていたところなのですけれども、かといってアバウトでやるわけにもいかないし。

委員 それはね。ただ、何らかの規定として外に出るときは、決裁もどんな形でもいいから、決めればよろしいですけども、ここに990円を設定することがそんな大きな意味だと私なんかは思えません。

委員 ほかの例えば子どもと親の相談員とか、今までやってきましたよね、小・中学校プール監視員。その要綱と、大分やっぱり具体的過ぎてしまうかなという感じはします。そういう意味だよ。だから、990円まで出してしまっていたいな。

だから、勤務とかそういうことについての設置の要綱についてだけれども、具体的に990円まででなくて、謝礼とかというふうなところ、お金なんか書いていないですよ、どこにも。

教育文化課主幹兼公民館長 妥当な額とか、そういった表現もできなくはないと思います。

委員 では、きっと委員が言うのはあまりにも、もう一度具体的に、本当にそれ総務課も館長も苦肉の策でここを設けて、何とか指導員の方の負担を減らして業務に生かして、なおかつじげんプラザのホールの運営もということは、定期化になるのでしょうけれども、でも設置要綱としてはあまりにもちょっと乖離の部分があり過ぎてしまって、ほかの設置要綱とまたちょっと随分具体性があり過ぎてしまう。だから、その部分をもうちょっと上位の部分に落としていって、そしてなるべく有償ボランティアとするとのことですが、何年度に変えるか分かりませんが、そこをちゃんと、やっぱり半永久的にここをきちんと経営できるようにということとを盛り込んだような設置要綱をつくっていかないと、委員が心配しているのは、有償ボランティアとここにうたってしまうと、結局本当に不安で、有償ですよ。本当だったら特別に臨時みたいな感じで採用すればいいところを有償ボランティアで何とか、苦肉の策でとなっているのですけれども、このままやってしまうのかなという感じもしますけれども、こういうふうにならなければ。ただ、あまりにも具体的過ぎてしまうので、ほかの設置要綱と同じレベルにして、もう少しじげんホールの運営がきちんと、半永久的にはないけれども、できますよという感じの設置要綱にしてもらえれば、今後そういう方向で運営できてしまうのでしょうか、今できたときにお金の面とか有償ボランティアという、あまりにも具体的過ぎてしまうので、結局一番大事なところがそういうところで流れてしまうのではないかと話でないかなと思うのですけれども、ちょっとご理解いただけるのでしょうか、だからそういうところはもう少し、謝礼を支払うとか、さっき話ありましたけれども、謝礼というのでしょうか、ボランティアだから謝礼ではないのかもしれないですけども、ほかの設置要綱と大分違う性質ではないかという気がします。

教育文化課長 議案第12号までの設置要綱については、会計年度任用職員なものですから、第1条のほうに会計年度任用職員の条例とかいろいろありまして、その中で報酬、期末手当等、いろいろ金額的にはそちらのほうで、町全体の会計年度任用職員の規則等で決まっているものなのです。第13号のプール監視員と14号のじげんホールの運営協力員については、会計年度任用職員ではなくて有償ボランティアでという、町のほうとは話し合いの中でそういうふうになっていたものですから、有償ボランティアなので謝礼ということの決めといいますか、ということなのです。

委員 それよく分かりましたけれども、でも結局その有償ボランティアで運営してしまふというところに、やっぱりそこに違和感があるということなのです。

教育文化課長 そうですよ。

委員 結局もう少し、今までの設置要綱と同じようなレベルでやっぱり、会計年度任用職員ではないけれども、そういうレベルでやっていただけないかということですよ

ね、結局は。

委員 では、本当にそこはどんな議論しても総務課が折れないなら別ですけれども、これ自体が必要ないという話ではなく、一緒に教育委員会がやろうにも、昨日話ししていたけれども、決裁でも何でもいいではないですか。要するに証拠残しておいて、報償は払いますって、でもこれをやったらかえって町長の権限、町長のところに話戻ってきますよ、あの運営どうするのだから。教育委員会の問題ではなくなってしまうわけです。有償ボランティアでやりますというのが定例化するという、これを形にするというのは、不安定な運営でしかなくて、では何でそんなホールを造ったのだという話になりかねません、裏を返せば。だから、これを出すこと自体が私は逆に、本末転倒だというのはそういう意味です。金額が990円とかそういう問題ではなくて、これを出すことが問題であって。

教育文化課長 そのものが問題。

委員 そうです。

教育長 では、14号どうしますか。

委員 ちょっと保留ではないですか。

教育長 14号は再度保留で。

教育文化課長 運営協力員なので、あくまでも照明と音響の部分の、その部分の協力を得たいだけ、その部分をやっていただくということでの有償ボランティアなのです。音響、照明と書いていないので分かりにくいのですけれども、ホールの運営そのものを全部やっていただくということではなくて、運営への協力ということで、音響と照明の部分の協力ということ。

委員 照明と音響だけでも、それがなければホールは運営できないことになるのではないですか。それは、どこまでいっても理屈は同じですよ、追求されれば。それが一部だとしても、それで成り立たなくなれば、ではホールは何のために必要なのだという話になるではないですか。そこはきっちり雇用してやりますという話が出てこない限り、さっき言った話でも、いろいろ話あるでしょうけれども、それと絶対絡むわけです。それを不安定な有償ボランティアでやりますという要綱出したら絶対問題になる、裏返しに、と私は思いますけれども。それは、教育委員会の結論は別にしても、私はそれについて心配をしていますということです。

教育長 では、今委員の話もあるし、もう一回総務と相談してみますか。

教育文化課主幹兼公民館長 随分詰めたのですが。

教育文化課長　もう一回持ち帰って総務課と話をして、3月の臨時会の際にこれだけもう一回上げてもらえますか。

教育長　では、そうしましょう。
では、議案第14号については、これは保留という形でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長　早いところで3月3日、臨時に集まっていただく予定ありますので。
教育長　では、議案第14号は保留ということにします。

◎議案第15号

教育長　それでは次、議案第15号を議題にしたいと思います。

教育文化課長　(議案第15号「会津美里町立小・中学校英語検定料補助金交付要綱」説明)
これまでも英語検定料補助をしていたところですが、小学校も対象に新たに加えたので、改めて提案するものです。
訂正あり。第2条中「補助の対象となる者」のあとに「(以下「補助事業者」という。)」を加えていただき、様式第1号中「補助事業者等」を「補助事業者」に訂正お願いします。同じく、28頁、32頁、33頁、35頁、39頁についても「等」を削除願います。また、34頁の様式第6号「申請者」を「補助事業者」に訂正お願いします。

教育長　ありがとうございました。
訂正箇所等、最初の主なところだけ説明ありましたが、あとは見ていただいたとおりという形になっております。
それでは、ご質問等よろしく願います。
町に住所があっても、ザベリオとかに行っている子には出す。年1回出すのですね。

教育文化課長　住民の方ですので、申請があれば等しく。

教育長　単純に在籍人数で計算するわけにはいかないのですね。

委員　若松に住んでいて、前本郷の学校に何か家庭の事情で通っていた子供というのがいたのですけれども、そういう子供は。

教育文化課長　一応住所を有するという要件がありますので。

教育長 有していないから駄目だというわけにはいかないということです。

教育文化課長 そうです。ただし、学校全体で学年ごとに団体受験するという場合、学校長からの申請であれば大丈夫になっていると思います。

教育長 ということは大丈夫ですか。

教育文化課長 大丈夫です。

教育長 団体受験だから、個人ではなくて団体だからね。

委員 なるほど。

委員 今もいるのですか、そういう人。

教育文化課長 区域外通学は毎年いますので。

委員 分かりました。

教育長 では、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、議案第15号については訂正箇所を含んで原案のとおり決するという事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では議案第15号については原案どおり決するととします。

◎議案第16号

教育長 それでは、続きまして、ずっと行きまして40ページですね。続きまして、議案第16号を議題にいたします。
説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第16号「会津美里町ICT教育環境整備事業プロポーザル審査委員会設置要綱」説明)

教育長 ということですがよろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、ご質問なければ、議案第16号については原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では議案第16号については原案どおり決するといたします。

◎議案第17号～議案第20号

教育長 それでは、次、議案第17号、説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第17号「会津美里町社会教育指導員に関する規則を廃止する規則」説明)

教育長 そうすると、議案第18号も廃止、それから第19号も廃止、議案第20号も廃止ということで、議案第20号まで併せて審議するということがよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第18号「会津美里町生涯学習指導員に関する規則を廃止する規則」説明)
(議案第19号「会津美里町特別支援教育支援員派遣事業実施要綱を廃止する要綱」説明)
(議案第20号「会津美里町立中学校英語検定料補助金交付要綱を廃止する要綱」説明)

教育長 ありがとうございました。

では、議案第17号、18号、19号、20号については前のほうで新しい要綱が設置されましたので、それに関連して廃止という規則になります。
これについてはご異議等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、ご異議等ありませんので、議案第17号、18号、19号、20号については原案のとおり決することとしてよいかお諮りします。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないとのことですので、議案第17号から議案第20号まで原案どおり決
することとします。

◎議案第21号

教育長 それでは、議案第21号について説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第21号「会津美里町放課後子ども教室推進事業評価・検証委員会委員の
委嘱について」説明)

教育長 1か月、40日ぐらいの委嘱ですか。

教育文化課長 今年度の放課後子ども教室の事業について評価、検証するので、これからその評
価・検証委員会を開きますので、その際の委員の方でございます。

教育長 よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第21号については原案のとおり決することとしてよろしいでし
ょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないとのことですので、議案21号については原案どおり決することと
します。

◎議案第22号

教育長 それでは、議案第22号を議題にしたいと思います。
説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第22号「会津美里町社会教育関係団体の認定について」説明)

教育長 会員数とか組織の役員、会則とか皆あるということで、基準に合致するとい
うことよろしいですね。

何か補足説明ありますか。

教育文化課長補佐兼図書館長 今回お認めいただけるようになればなのですが、本年度から新たに社会教育関係団体の見直しをかけ、昨年度いろいろ審議していただいたところなのですが、こちら正規に社会教育関係団体ということで認定いただくことになれば、今年度なので昨年の4月から3年間認定ということにしてありますので、もし今回お認めいただければ本日から令和4年3月31日までということで、3年の区切りのあるところまで関係団体として認定をお願いするところでございます。

教育長 3年間ですね。

教育文化課長補佐兼図書館長 残り2年1か月という形にはなってしまいますが。

教育長 2年1か月ですね。

教育文化課長補佐 はい。

教育長 よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、議案第22号については原案のとおりに決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは議案第22号について原案どおり決することとします。
続きまして、議案第23号についてなのですが、23号と24号については、これ個人情報が入ることになりますか。

教育文化課長 議案第25号もです。

教育長 25号までですか。それでは、議案第23号、24号、25号については個人情報があるということなので、会津美里町教育委員会会議規則第16条第1項に基づき非公開ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎議案第23号（非公開）

◎議案第24号（非公開）

◎議案第25号（非公開）

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時53分

教育長 それでは、再開いたします。

5. 協議事項

教育長 今度5番目の協議事項のほうに入ります。

(1) 番目、総合教育会議について

教育長 次、協議事項のその他。何かありますか、事務局から。

教育文化課主幹兼公民館長 公民館事業運営協議会について説明。

では、その他、そのほかありますか。

(「なし」の声あり)

6. 報告事項 ((2)、(3) 非公開)

教育長 なければ、6番目の報告事項のほうに移ります。

(1) 番目、共催と後援承認依頼について。

教育文化課長 ((1)「共催・後援承認依頼について」資料により説明)

教育文化課主幹兼指導主事 ((2)「児童・生徒に関すること」、(3)「教職員に関すること」資料により説明)

7. その他

教育長 では、7番目のその他、今後の行事予定についてですね。

(日程について協議)

教育長 ありがとうございました。

では、3月定例会は、3月24日火曜日、午後9時からとします。

6. 報告事項

教育文化課主幹兼公民館長 ((4)「生涯学習に関すること」資料により説明)

教育長 では、次、(5)番目、教育関係施設に関することをお願いします。

教育文化課長 特にありません。

教育長 特になければ、次は(6)番目ですか、事務局報告事項のほうに入ります。
では、事務局のほうで報告事項をお願いします。

教育文化課長 ((6)「事務局報告事項」資料により説明)

教育長 ありがとうございます。
56ページからずっと行きまして、67ページまでよろしいですか。

教育文化課長 はい。

教育長 それでは、(7)番目、その他のほうに入ります。
その他何かありますか。

教育文化課長 来週、27日の児童生徒顕彰表彰式のとときに開会の言葉を職務代理者をお願いしたいということと、あと閉会の言葉を事前に担当のほうから決めていただきたいということで依頼がありましたので、どなたかにお願いいたします。

委員 はい、分かりました。

教育文化課長 以上でございます。

教育長 そのほかよろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、なければ、7番目のその他が終わりましたので、それでは事務局のほうに全て終了してお返しいたします。

8. 閉会

教育文化課長 それでは、慎重審議ありがとうございました。
これもちまして令和2年第2回教育委員会2月定例会を閉じたいと思います。

ありがとうございました。

○閉会時刻 午後0時05分